

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年3月12日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年3月30日から同年4月19日まで縦覧に供する。

平成19年3月23日

香川県知事 真鍋武紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市仁尾町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業） 松兼池地区	三豊市仁尾支所事業課
〃	香川用水非受益地域用水確保事業（ため池改修事業）大正池地区	〃